

はじめての障がい者雇用（概要）

大阪府障がい者雇用促進センター

（大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ）



目次

1

はじめての障がい者雇用

p3

2

障がい者を雇用するための「5つのステップ」

p4

3

Step1 雇用への理解を深める！

p5

4

Step2 職務の選定（業務だし）！

p6

5

Step3 受け入れ態勢を整える！

p7

6

Step4 募集から採用まで！

p8

7

Step5 雇用管理と職場への定着！

p9

8

障がい者雇用でのメリット

p10～P11



はじめての障がい者雇用

「障がい者を雇用するには、何から始めればいいのか？」

「まずどこへ相談すればいいのか？」



どうぞ 大阪府障がい者雇用促進センターへ



障がい者を雇用するための「5つのステップ」

Step1

雇用への理解を深める！

Step2

職務の選定（業務だし）！

Step3

受け入れ態勢を整える！

Step4

募集から採用まで！

Step5

雇用管理と職場への定着！



Step1

雇用への理解を深める！

障がい者について知る

はじめに、障がい者についての理解を深めましょう。ただし、人によって状況は異なるので、個別に理解する姿勢が大切。

社内の理解

- 障がい者を雇用し、職場に定着してもらうためには、**企業のトップの理解**と同時に**職場で働く人々の理解と支援**が不可欠です。
- 特にトップに対しては「企業の社会的責任」を強調するとともに、**助成金や支援制度**について伝える。
- **研修会や講習会**に参加する。
大阪府障がい者雇用促進センター、労働局等では事業所への出前研修も可能です。



Step2

職務の選定（業務だし）！

「できること」を探す

- 「できることは何か」という視点で、従来の職務を見直す。
外部へ委託していた業務も含め、会社内の業務を見直し、
配属先の責任者なども交えて職務分担を考えてみましょう。
適した職務がなければ、新たに作り出す必要があります。
- 障がい者雇用の経験がないなど不安を感じる場合は、まずは
大阪府障がい者雇用促進センター、地域障害者職業センター等
へご相談ください。



Step3

受け入れ態勢を整える！

職場環境の見直し

- 工夫して障がい者に配慮した設備や施設を改善する。
助成金の活用や就労機器の一時貸し出しも受ける。

社内の意識向上

- 障がい者雇用に関する社員の意識を高めることが必要。
ジョブコーチによる支援やマニュアル・事例集も活用する。

職務能力に応じた適正な処遇を

- 賃金は、同一労働同一賃金、本人の職務能力や実績に応じて決める。
労働条件については、必要であれば障がいに応じた配慮が求められる。
障がいによっては、短時間労働や時差出勤などといった特例の検討も必要。



Step4

募集から採用まで！

募集

- 募集は、ハローワーク・無料職業紹介所・有料職業紹介所や合同面接会も利用可能。（障がい者枠での採用が有効）

採用

- 職場見学・実習・面接・採用（トライアル雇用）が一般的。
面接では通勤手段等障がいによる配慮が必要か確認する。



Step5

雇用管理と職場への定着！

配慮は必要 特別扱いは不要

- 特別扱いは不要ですが、障がい者を職場に受け入れるには配慮が必要な場合もあります。

働きやすい職場環境を

- 補助的な仕事を任せるだけでなく、しっかりと**役割と責任**を持ってもらうことを意識しましょう。そうしたことにより、仕事のモチベーションをあげることが大切です。悩んだ場合は支援機関に相談しながら、能力に応じて、役割や責任のレベルを上げ、働きやすい職場環境を作りましょう。



障がい者雇用でのメリット

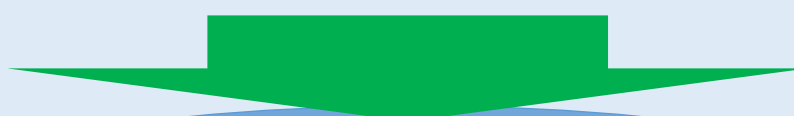
まとめ



障がい者雇用でのメリット

「障がい者の法定雇用義務を守るため、
補助的業務を中心に雇用するだけでなく、
担当業務を十分検討し、
障がい者を**戦力化**することが大切である。」

- ①業務の整理ができ、全体の業務効率が上がる。（各自業務のたな卸し）
- ②業務の改善が進み、業務効率が上がる。（業務指示を図式化する）
- ③職場全体で障がい者雇用を支援することで、多様性を受け入れる職場風土が醸成できる。
- ④メンタルヘルス不調の理解が進み、従業員が働きやすくなる。
- ⑤法定雇用率を守り、企業の社会的責任を果たすことができる。
- ⑥納付金を納めるのではなく、調整金・助成金を活用し、経費の負担を削減できる。



働くすべての人に
優しい会社



ご視聴ありがとうございました。

【参考文献】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構.「はじめてわかる障害者雇用～事業主のためのQ&A集～」

<https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/q2k4vk000003kesx.html>

